

公安委員会 決裁資料	鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正 ( 船 員 作 業 手 当 の 新 設 )	令和7年5月14日 警務課給与係
<p>1 改正理由 国の旅費制度改正に準じ、手当の新設等、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>2 改正条例 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）</p> <p>3 改正内容 船員である職員に対して日額旅費として支給していた「航海日当」を廃止し、特殊勤務手当である「船員作業手当」として支給するため、手当を新設するものである。</p> <p>4 施行期日 令和8年4月1日</p> <p>5 経過措置 なし</p>		